

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

団体名	(単位:百万円)						
	標準収入額等 A	普通交付校額 B	臨時財政対策 債発行可能額 C	標準財政規準 A+B+C			
長南町	1,648	1,121	217				2,986

1. 一般会計等の財政状況

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	格會計等からの繰入金	(単位:百万円)	
						地方債現在高	備考
一般会計	4,311	4,151	160	144	145	4,237	
長南町笠森園事業特別会計	88	78	10	10	31	—	
一般会計等	4,387	4,217	170	153		4,237	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／不足額(実質収支)	格會計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	(単位:百万円)	
							左のうち一般会計等繰入見込額	備考
長南町ガス事業会計	508	508	—	278	—	419	—	法適用
長南町農業集落排水事業特別会計	222	220	1	1	172	2,392	1,976	
長南町国民健康保険特別会計	1,135	1,086	49	49	53	—	—	
長南町介護保険特別会計	926	904	21	21	144	—	—	
長南町老人保健特別会計	6	5	1	1	—	—	—	
長南町後期高齢者医療特別会計	96	95	1	1	28	—	—	
公営企業会計等 計				351		2,811	1,976	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額／不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／不足額(実質収支)	格會計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	(単位:百万円)	
							左のうち一般会計等貢見込額	備考
千葉県市町村総合事務組合(一般会計)	35,642	35,066	576	576	1,901	—	—	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治会員管理運営特別会計)	290	261	29	29	—	—	—	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治研修センター特別会計)	131	122	9	9	2	—	—	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県市町村交通安全共済特別会計)	153	123	30	30	—	—	—	
長生都市広域市町村圏組合(一般会計)	6,235	6,122	112	112	—	5,282	312	
長生都市広域市町村圏組合(火葬場・斎場会計)	309	292	18	18	—	465	66	
長生都市広域市町村圏組合(水道事業会計)	5,319	5,244	75	2,506	21	12,401	87	法適用
長生都市広域市町村圏組合(病院事業会計)	3,500	3,643	△ 143	271	—	2,094	113	法適用
九十九里地域水道企業団(水道用水供給事業会計)	6,952	6,088	864	7,493	—	15,384	9	法適用
千葉県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	5,171	5,099	72	72	153	—	—	
千葉県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	388,653	373,907	14,746	14,746	3,966	—	—	
一部事務組合等 計				25,862		35,626	587	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	(単位:百万円)	
								一般会計等負担見込額	備考
地方公社・第三セクター等 計									

- (注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充當可能基金の状況

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	(単位:百万円)	
			差引 B-A	
財政調整基金	551	547	△ 4	
減債基金	14	12	△ 2	
その他充当可能基金	588	523	△ 65	
充当可能基金 計	1,153	1,082	△ 71	

- (注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	(単位:百万円)		平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
			早期健全化基準	財政再生基準			
実質赤字比率	5.92	5.13	△ 0.79	△ 15.00	△ 20.00	長南町ガス事業会計	—
連結実質赤字比率	18.63	16.88	△ 1.75	△ 20.00	△ 40.00	長南町農業集落排水事業特別会計	—
実質公債費比率	17.0	16.9	△ 0.1	25.0	35.0		
将来負担比率	182.3	161.0	△ 21.3	350.0			
財政力指数	0.57	0.56	△ 0.01				
経常収支比率	86.5	83.5	△ 3.0				

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。

2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。

4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。